

南相木村タイニーハウス管理規則

(目的)

第1条 この規則は、地方での仕事や暮らしを考えている企業等のワーキングスペースや村の活性化を促進するための施設（以下「タイニーハウス」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 タイニーハウスの施設管理は、村長又は村長が定めた者が行う。

(利用できる者の資格)

第3条 タイニーハウスを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする

- (1) 農業、福祉、観光及び情報技術等の分野で、地方での仕事を考えている企業、個人及び、団体
- (2) 村長が適当と認める者

(利用の申し込み)

第4条 タイニーハウスを利用しようとする者は、利用開始日の14日前までに南相木村タイニーハウス利用申込書（様式第1号）により村長に申し込まなければならない。ただし、村長が特に認めた場合は、この限りでない。

(利用の承認)

第5条 村長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に対し、南相木村タイニーハウス利用承認書（様式第2号）により通知するものとする。

2 村長は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。

3 村長は、タイニーハウスを利用する者が第3条に該当しないとき又はその利用が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設及び器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第771号）第2条第2号に掲げる暴力団員その他集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、タイニーハウスの管理上支障があると認められるとき。

(利用期間)

第6条 タイニーハウスの利用期間は、12月28日から1月3日までの間を除く期間とする。

(利用料金)

第7条 利用料は別表のとおりとする。ただし、村の活性化に寄与するイベント及びワークショップ等で村長が特に認める場合は、減免することができる。

(利用者の遵守義務)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に善良な管理意識を持って利用すること。
- (2) 火気の取扱いに注意するとともに、寒冷期には給排水の凍結にも十分注意すること。また、タイニーハウス内での喫煙は厳禁とする。
- (3) 備付け備品、什器類等は、適切に取り扱うこと。
- (4) ごみは、利用者が処分するものとする。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(禁止行為)

第9条 利用者は、タイニーハウスにおいて次に定める行為をしてはならない。

- (1) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (2) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (3) タイニーハウスを転貸し、又はその権利を譲渡すること。
- (4) タイニーハウス内で動物を飼育すること。ただし、身体障害者補助犬等で村長の承諾を得た場合を除くものとする。
- (5) 村長の承諾を得ずにタイニーハウスの敷地内に工作物を設置すること。
- (6) 既存のタイニーハウスの鍵以外の鍵を設置し、又は鍵の複製物を作製すること。
- (7) 排水管を腐食させるおそれのある液体等を流すこと。
- (8) 悪臭の発生等衛生上有害な行為を行うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、タイニーハウスの利用にふさわしくない行為をすること。
- (10) 前各号に該当する場合であって、村長が特に認める場合は、この限りでない。

(利用承認の取消し)

第10条 村長は、利用者が次に掲げる義務に違反した場合は利用の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 利用の申請に偽りのあったとき。
- (3) タイニーハウスの管理上、特に必要があると認められるとき。

(原形回復義務)

第11条 利用者は、その利用が終了したとき、又は前条の規定に基づき、利用の承認が取り消されたときは、その利用したタイニーハウスを速やかに原形に復し、搬入した物品等を撤去しなければならない。ただし、村長の承認を得たときは、この限りではない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第13条 タイニーハウスが通常有すべき安全性を欠いていた場合を除き、タイニーハウス内又はタイニーハウス周辺で発生した事故に対して、村長は、その責任を負わないものとする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表（第8条関係）

利用料（1棟当たり）

区 分	一 般	営 利
時 間 利 用	1時間当たり 500円	1時間当たり 1,000円
日 利 用	1日当たり 3,000円	1日当たり 6,000円
月 利 用	1ヶ月当たり 50,000円	—

- （備考）1 料金（入場料、参加費、負担金、会費等の目的のいかんを問わず金銭等を徴収することをいう。）を徴収しての使用は「営利」の欄の料金とする。
- 2 利用時間が1時間未満の場合は、1時間とする。
- 3 利用時間が6時間を超える場合は1日とする。
- 4 準備及び片付けに要する時間は、利用時間を含むものとする。
- 5 インターネット利用料を含むものとする。
- 6 利用時間は午前8時から午後10時までとする。